

八王子市教育委員会 殿

学校名 八王子市立上壺分方小学校

校長名 山久保 正治 公印

令和8年度教育課程について(届)

このことについて、八王子市立学校の管理運営に関する規則に基づき、下記のとおりお届けします。

記

1 教育目標

(1) 学校の教育目標

人権尊重の精神をもとに、グローバル化の進展等、変化の激しい社会の中で生きるために必要な確かな学力や豊かな人間性、たくましく生きるために必要な健康や体力を身に付けるとともに、公共の意識をもち、社会にすすんでかかわろうとする資質・能力の育成をめざす。そのために、次の3つの児童像の実現を図る。

- よく考えてやりぬく子
- ◎思いやりのある子
- じょうぶで明るい子

(2) 学校の教育目標を達成するための基本方針

ア 確かな学力の育成

学びに向かう意欲を向上させるとともに、基礎的な知識及び技能を定着させ、思考力・判断力・表現力等を育成する。

○イ 豊かな心の育成

自分とともに他人を大切にできる態度、社会の一員であるという自覚と規範意識、よりよい人間関係・信頼関係を築きながらよりよい解決をすすめる態度を育成する。

ウ 健やかな体の育成

基礎的な体力の育成・向上、食育、保健指導を通して、健康的な生活習慣を確立する。

エ 不登校児童への支援

不登校総合対策「つながるプラン」に基づき、登校支援コーディネーターを中心に校内支援委員会を実施し、校内別室指導や居場所作り等、児童の支援ニーズに合った対応をスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、放課後デイサービス等と連携を図りながら組織的に取り組む。

オ いじめ防止等の取組

いじめの総合対策を踏まえ、「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得る」という認識のもと、常に子どもたちの変化や言動等を把握するとともに、家庭・地域と連携して、いじめの未然防止と早期発見・早期対応・早期解決の取組を徹底する。

カ 特別支援教育の充実

八王子市第五次特別支援教育推進計画に基づき、児童の特性を理解し、適切な指導と支援を行うため、全教員が基礎的な知識を習得した上で、児童一人ひとりの困難さや障害特性に応じた合理的配慮に基づいた教育を推進する。

キ 小中一貫教育のさらなる充実 【四谷中学校グループ(元八王子東小、上壺分方小)】

四谷中学校グループ3校としての共通目標を『成就感・達成感を味わえる児童・生徒の育成』とし、『義務教育9年間で育てたい児童・生徒像』は、自ら目標をもち、努力の過程を大切にしながら粘り強く挑戦し、他者と協働して課題を解決できる児童・生徒である。そのために、9年間を見通した系統的な指導計画のもと、努力の過程と成果を実感できる指導の充実を図る。

2 指導の重点

(1) 各教科等

ア 各教科（外国語活動を含む）

- ① 各教科等に応じた言語活動の充実を図り、主体的・対話的で深い学びの実現に向けて、見通しをもって粘り強く取り組む力が身に付くよう、授業改善に努める。また、誰一人取り残さないために、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた授業を基本とする。
- ② 八王子市学力定着度調査等の結果をもとに、本校児童の基礎的・基本的な学習内容の定着を全教職員で分析及び検討し、重点を置いた指導を系統的に行う。特に定着が十分でない児童への補習を行う。
- ③ 1人1台の学習用端末において、個別最適な学びにつながるよう授業支援ツールなどを効果的に活用し、全ての児童が確かな学力を身に付けられるよう指導の充実を図る。また、教科全般において、児童の学習意欲を高めるとともに、ICT機器を効果的に活用することで協働的な学びにつながる授業を展開できるようにする。
- ④ 専門性の高い教科指導や中学校への円滑な接続及び多面的・多角的な児童理解を促進するために、高学年にて教科担任制を、また、低・中学年においても、一部教科担任制または交換授業を実施する。

イ 総合的な学習の時間

- ① 各教科等の学習内容を関連付けた教科横断的な学習活動を計画し、児童が身に付けた知識及び技能を活用して、課題を探究する力や自己の生き方を考える力、表現力を育てる。
- ② 本校の恵まれた自然環境や日本遺産等の歴史的文化財等を活用した学習を通して、郷土について自ら課題を設定し、より深く知ること、児童の郷土愛を育む。

ウ 特別活動

- ① 学級活動における話し合い活動を通して、主体的に課題を解決しようとする態度を身に付けさせ、社会や集団の一員として、自分の良さを発揮して積極的に協力して生活する態度や、自治的能力を育む。
- ② 学級活動、クラブ活動、委員会活動、学校行事、たてわり班での活動を、児童主体の活動として実施することを通して、集団への所属意識や自尊感情を高め、自他を大切にする豊かな心や社会性、主体的な態度を身に付けさせる。

(2) 「特別の教科 道徳」を要とする道徳教育

- ア 道徳教育全体計画及び別業をもとに、教育活動全体を通じて、計画的・発展的に道徳的価値の自覚を深め、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育成する。道徳科の授業では、道徳的価値について自分事として考え、他者ととともに議論する場を授業の中に設定することで、児童が日常生活の中で活かすことができるようにする。さらに道徳的実践力を身に付けられるようにする。
- イ 児童の実態をもとに「特別の教科 道徳」の指導の重点項目を「親切・思いやり」「友情・信頼」「規則の尊重」と定め、年間計画に位置付ける。特に、児童の生活体験の中の情報モラルにかかわる体験を想起させたり、情報モラルにかかわる題材を活かして話し合いを深めたりするなど、創意ある多様な工夫を行えるようにする。

(3) キャリア教育

- ア 四谷中学校グループが一体となって「はちおうじっ子キャリア・パスポート」を活用して、努力とその成果を確実に記録し、児童の自尊感情の醸成につなげる指導を推進する。学校生活や行事等を通して自分が集団活動に貢献していることを体感させる。一人ひとりの自己肯定感を高め、大切にし合う人間関係を築く資質・能力の基礎を育む。
- イ 植物・野菜の栽培等を実社会や地域社会と接続する学びを通じて、社会的な自立をうながしていく。
- ウ キャリア教育の視点に立ち、将来についての夢や希望、勤労を重んじ目標に向かって努力する態度等を養うために、地域住民や家庭・保護者と連携し、望ましい勤労観や職業観を育てる。

(4) 特別支援教育

- ア 特別支援教育コーディネーターを複数配置することで、児童一人ひとりの教育的ニーズを把握し、さらに学校生活支援シートの活用を積極的に進め、個別指導計画を作成・活用し、組織的・計画的に合理的配慮に基づいた支援を行う。
- イ 巡回相談、総合教育相談、子ども家庭支援センター、特別支援学級、特別支援学校、医療機関等の関係諸機関との連携を図り、専門的な立場からの指導・助言を受けるとともに、必要に応じて他機関における支援を活用できるようにする。
- ウ インクルーシブな教育の観点から、学校・学年行事、給食交流、合同授業等を通して、特別支援学級と通常の学級の児童の交流及び共同学習の充実を図る。
- エ 学校教育活動への参加やお便りの交流等を通して、都立特別支援学校等との副籍交流及び共同学習の一層の充実を図る。

(5) 生活指導

ア 生活指導

- ① 児童の実態に即して生活のきまりの改善を図りながら、児童の健全育成にかかわる諸問題について、児童の様子を毎週開催の生活指導夕会で情報共有する。学校組織の指導体制を充実させるため、スクールカウンセラーや巡回心理士と情報を共有する体制を整え、専門的な見地からの助言を活用したきめ細やかな指導・支援の実現を図る。
- ② 児童の安全のための対策や体制を整備し、地域や関係機関と連携し防災訓練やセーフティ教室、薬物乱用防止教室等を実施し、児童の危機回避能力、危機対応能力の向上を図る。
- ③ 児童が性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう「生命（いのち）の安全教育」を発達段階に応じて実施するとともに、よりよい人間関係の構築を図る。

イ いじめ防止等の取組

- ① いじめは絶対に許さない意識を常にもち、未然防止と初期対応の徹底との共通認識をもって教職員が迅速に相談・対応できるよう、いじめ対策委員会を毎週1回以上行い、児童の状況を共有し、組織対応を協議し、実践する。
- ② 年3回のふれあいアンケートに加え、児童の実態を把握する学校独自の調査を学期1度以上実施し、いじめの未然防止、早期発見・早期対応を図る。
- ③ 「八王子市いのちの大切さを共に考える日」において、校長講話、道徳授業を実施するとともに、「SOSの出し方」に関する授業を1学期に全学年1回、いじめ防止に関する授業を年間3時間実施し、悩みを抱えた時に周囲の大人に助けを求められるようにする。

ウ 不登校児童への支援等

- ① 不登校児童の支援ニーズを把握し、校内支援委員会で検討した支援をもとに、別室対応や居場所作りをすすめる等、社会的自立に向けて、組織的に支援に取り組む。また、欠席が3日以上続く場合は電話や家庭訪問で連絡をする等、新たに不登校を生じさせない取組を行う。
- ② 登校支援コーディネーターを中心として、「個票システム」を活用してスクールソーシャルワーカーとの連携を密にするとともに、スクールカウンセラーや放課後デイサービス等関係諸機関との連携を通して、組織的な支援を行う。

(6) 学力保障の取組（はちおうじっ子ミニマムの取組）

朝の時間及び補習タイムで「東京ベーシック・ドリル」「八王子ベーシック・ドリル」等の反復学習に取り組みせ、「はちおうじっ子ミニマム」の活用を通して、基礎的な知識及び技能の定着を図る。

(7) 特色ある教育活動

ア 義務教育9年間を見通した小中一貫教育の取組

- （取組1）生徒会、児童会が中心となり、いじめ防止のための取組や協働のあいさつ運動を月1回程度実施する。また、はちおうじっ子サミット等で、生徒会、児童会の交流を行う。
- （取組2）「学力定着プロジェクトチーム」を組織し、小中合同教務部会において八王子市学力定着度調査の結果分析及授業改善の取組の検討、共通理解を行い、ドリル型学習コンテンツを活用する。（はちおうじっ子ミニマム）
- （取組3）各校の小中一貫担当教員が企画、運営をし、年3回の小・中学校での合同研修会（相互の授業参観と協議）を通し、学習指導内容・指導方法の共通理解と基本的生活習慣・規範意識等の現状と課題の共通理解を図り、系統的に指導に取り組む。
- （取組4）青少年対策委員会と連携し、年に3回程度、児童・生徒、教職員が、地域住民とともに地域清掃を行うクリーン活動を行う。

イ その他

- ① 四谷中グループとして、情報活用能力系統表を活用して、義務教育9年間を見通し、児童が1人一台の学習用端末や情報通信ネットワークなどの情報手段に慣れ親しみ、主体的に活用するための学習活動の充実を図る。
- ② 「上壺小2020レガシー」の取組として、学期に1回「あいさつ運動週間」を設定し、四谷中学校、地域・保護者と連携し合同であいさつ運動を行う。
- ③ 「保・幼・小の架け橋期のプログラム」を活用し、諏訪保育園、松枝保育園、桑の実幼稚園等との連携を図り、新入学児童が学校生活に円滑に対応できるよう指導の連携及び児童・園児との交流を図る。

3 学年別授業日数及び授業時数の配当

(1) 年間授業日数配当表

月 学年	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合 計
1	17	18	22	17	2	19	21	19	19	15	18	17	204
2	18	18	22	17	2	19	21	19	19	15	18	17	205
3	18	18	22	17	2	19	21	19	19	15	18	17	205
4	18	18	22	17	2	19	21	19	19	15	18	17	205
5	18	18	22	17	2	19	21	19	19	15	18	18	206
6	18	18	22	17	2	20	21	19	19	15	18	17	206
備 考	<ul style="list-style-type: none"> ・夏季休業日を7月25日(土)から8月27日(木)までとする。 ・第1学年は始業式に参加しないので1日減。第1学年から第4学年は卒業式に参加しないので1日減。第6学年は修了式に参加しないので1日減。 ・第6学年は9月19日(土)が日光移動教室のため、1日増。 ・都民の日、開校記念日を授業日とする。 												

(2) 各教科等の年間授業時数配当表 (1単位時間は、45分とする。)

学 年		1	2	3	4	5	6
各 教 科	国 語	306	315	245	245	175	175
	社 会			70	90	105	105
	算 数	136	175	175	175	175	175
	理 科			90	105	105	105
	生 活	102	105				
	音 楽	68	70	60	60	50	50
	図画工作	68	70	60	60	50	50
	家 庭					60	55
	体 育	102	105	105	105	90	90
	外 国 語					70	70
	小 計	782	840	805	840	875	875
特別の教科 道徳		34	35	35	35	35	35
外国語活動				35	35		
総合的な学習の時間				70 (10)	70 (10)	70 (10)	70 (10)
特別活動 (学級活動)		34	35	35	35	35	35
総 計		850	910	980 (10)	1015 (10)	1015 (10)	1015 (10)

備 考

ア その他の授業時数

区分		学年					
		1	2	3	4	5	6
児童会活動	児童会集会活動	3	3	3	3	3	3
	委員会活動					11	11
クラブ活動					20	20	20
学校行事		44	42 1/3	42 1/3	43 1/3	61 1/3	76
学級・学年裁量の時間		10	2	2	2	2	2

イ 1単位時間

- ・クラブ活動は1単位時間を45分間とする。
- ・クラブ活動は1単位時間を60分12回と45分4回の、計16回で行う。

ウ 各教科等の授業時数の確保に関する手だて

- ・6年生の運動会係打ち合わせを5月11日（月）、18日（月）の6時間目に設定し、2時間増加する。
- ・6年生の音楽会会場準備を11月16日（月）、25日（水）の6時間目に設定し、2時間増加する。
- ・10月22日（木）の全校遠足を6時間で設定し、低学年が2時間増加する。

エ 長期休業中に位置付ける各教科等の授業時数及び内容

- ・第3学年の総合的な学習の時間「八王子が『桑都』とよばれるひみつをさぐろう」の郷土学習における調査活動等の10時間を夏季休業中に行う。
- ・第4学年の総合的な学習の時間「八王子の伝統文化やお祭りを調べよう」の郷土学習における調査活動等の10時間を夏季休業中に行う。
- ・第5学年の総合的な学習の時間「八王子の豊かな自然環境について調べよう」の郷土学習における調査活動等の10時間を夏季休業中に行う。
- ・第6学年の総合的な学習の時間「世界遺産・日本遺産から学ぼう」の郷土学習における調査活動等の10時間を夏季休業中に行う。

オ 授業時数に位置付けない教育活動

- 朝学習（国語・算数）
 - ・火・水・金の朝8時20分から8時35分までの15分間、全校一斉に漢字や計算の学習を行う。
- ことばタイム
 - ・朝会を行わない月曜日の朝8時20分から8時35分まで、読書や読み聞かせに取り組む。
- 補習タイム
 - ・月・火・金の放課後に、20分間、基礎基本の定着に向けて補習を実施する。

カ その他